

青森県報

号外第四十九号

平成二十四年
七月二十四日
(火曜日)

目 次

選挙管理委員会

海区漁業調整委員会委員一般選挙の選挙期日……………	(事務局) …… 一
海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………	(同) …… 一
海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式等……………	(同) …… 二
海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる点字投票用紙の様式等……………	(同) …… 二
海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等……………	(同) …… 三
海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時……………	(同) …… 四
海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所……………	(同) …… 四
青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) …… 四
青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) …… 四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(以下「準用法」という。)(第三十三条第一項の規定により、青森県東部海区漁業調整委員会及び青森県西部海区漁業調整委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行うので、準用法第三十三条第五項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

海区の名 称	選 挙 期 日
青森県東部	平成二十四年八月二日
青森県西部	平成二十四年八月二日

青森県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十四年八月二日執行の青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙及び青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(以下「準用令」という。)(第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、準用令第八十一条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 選挙長

海区の名 称	氏 名	住 所
青森県東部	畑山 俊美	三沢市三川目二丁目四四

一 青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙用

1 様式

平成二十四年八月執行
青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙投票

点 字 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

印

2 規格等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・センチメートルとする。
紙質は、上質紙一キログラム片面刷りとし、紙色は、白色、赤刷りとする。
印は、青森県選挙管理委員会印のうち二ミリメートル平方の印とし、赤刷りとする。

二 青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙用

1 様式

平成二十四年八月執行
青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙投票

点 字 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

印

2 規格等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・センチメートルとする。
紙質は、上質紙一キログラム片面刷りとし、紙色は、薄い黄色、黒刷りとする。
印は、青森県選挙管理委員会印のうち二ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。

みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十四年八月二日執行の青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙及び青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式、紙色等を次のとおり定めたので告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

年 月 執行
海区漁業調整委員会委員 選挙船員不在者投票

○ 注 意

一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

候 補 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と 。
候 補 者 で ない 者 の 氏 名 (法 人 の 場 合 は 名 称) は、 書 か な い こ と 。

二 規格等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・センチメートルとする。
紙質は、上質紙七キログラム片面刷りとし、紙色は、白色、黒刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成二十四年八月二日執行の青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙及び青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「準用法」という。）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、準用法第七十八条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

海区の名称	場 所	日 時
青森県東部	青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟八階大会議室	平成二十四年八月三日 午後一時
青森県西部	青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟八階大会議室	平成二十四年八月三日 午後一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

平成二十四年八月二日執行の青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙及び青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

海区の名称	場 所	所 在 地
青森県東部	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一
青森県西部	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一

ただし、平成二十四年七月二十四日は青森県庁議会議棟五階A会議室とする。

青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第一号

平成二十四年八月二日執行の青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「準用法」という。）第七十六条において準用する準用法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙
選挙長 畑 山 俊 美

場 所	日 時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十四年七月三十日 午後五時十分

青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第一号

平成二十四年八月二日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「準用法」という。）第七十六条において準用する準用法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二十四年七月二十四日

青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙
選挙長 横 内 憲 悟

場 所	日 時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十四年七月三十日 午後五時三十分

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------